

おひさ かわら版

No.121
平成28年9月号

有限会社 池田労務行政事務所

代表取締役 池田 順一

〒998-0021
酒田市旭新町 8-32

TEL 0234-23-0866
FAX 0234-23-0890



9月の予定

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31 社会保険料 国保税/固定資産税	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10 源泉徴収税 住民税(特)
11	12	13	14	15	16	17
18	19 敬老の日	20	21	22 秋分の日	23	24
25	26	27	28	29	30 社会保険料 国保税/固定資産税	1

厚生年金の 保険料率が変わります

今回改定された保険料率は「平成28年9月分から平成29年8月分まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

一般の被保険者

現行
17.828%

変更後
平成28年9月から

18.182%

**10月に支給される給料から
改定された保険料になります!!**



山形県最低賃金を21円引き上げ、

“時間額717円”

— 山形地方最低賃金審議会答申 —

山形地方最低賃金審議会は、8月10日、現行の山形県最低賃金(696円)を21円引き上げ、時間額717円に改定するよう山形労働局長に答申を行いました。

今後、山形労働局は、答申内容の公示を行い、その後発効の手続きを経て、最短で10月6日から効力が発生する予定です。

最低賃金未滿の労働契約は無効です。

◆ 9月10日(納付期限 9月12日)

・源泉所得税、
住民税特別徴収税納付
8月分

◆ 9月30日

・社会保険料の納付
(健保・厚生年金) 8月分
・国民健康保険税 第3期分
・固定資産税 第3期分

配偶者控除の見直し

政府・与党は、平成29年度税制改正で専業主婦世帯などの税負担を軽減する「配偶者控除」の見直しを検討しており、共働き世帯にも利益が及ぶ「夫婦控除」を早ければ平成30年1月から導入されることになりそうです。

この配偶者控除の廃止と新制度の導入は、女性の働き方に大きな変化をもたらすことになりそうです。